

平成30年度

# いじめ防止基本方針

～すべての子ども達が笑顔で生活できるために～

垂井町立不破中学校

## はじめに

ここに定める「不破中学校 学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### （1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### （3）学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組

すべての子どもが安心して生活できる居場所づくりと子どもたちの主体的で共同的な活動による絆づくりを進めることによって、いじめが起きない活力ある学級、魅力ある学校をめざします。

**(1) 子ども達が主体的に考え、活動する場面を大切に、「分かる、できる、楽しい」という思いをもたせることができる授業を工夫する。**

- ・全ての生徒が、主体的に活動する中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感や自己肯定感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う教科指導を充実する。

**(2) 一人一人の生徒理解に努め、よさやがんばりを認め、位置付け、所属感や自己有用感、自己肯定感をもたせる指導を充実する。**

①生徒が自己有用感や自己肯定感を味わえるようにする

- ・係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする。
- ・運動会等の学校行事への取組の中で役割を分担し、力を発揮できるようにする。
- ・地域の行事やボランティア活動に、学校や地域の一員として主体的に参加し、貢献できるようにする。

②共感的な人間関係を育成する

- ・自分の願いや目標を決めたり、実際の活動やそれを振り返ったりする場面で、互いのよさを認め合い、信頼を高められるように仕組む。
- ・グループ活動において、考え方や性別等の違いを超えて、互いに協力できるようにする。

③自己決定の場を積極的に位置付ける

- ・学校や家庭生活について、具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする。
- ・自分に合っていると思われる部活動を選択し、目標をもって参加できるようにする。
- ・宿泊的行事において、学年・学級や自身の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする。

**(3) 「あたたかい言葉かけ運動」により、家庭や地域での生徒の頑張りやよい姿を紹介し、家庭や地域での実践力を高める。**

- ・地域の一員としての自覚を高めることができるよう、地域の行事に積極的に参加することを勧める。
- ・定期的に「あたたかい言葉かけ運動」を地域や家庭に配付し、地域や家庭で生徒のよさを見付け、認めようとする雰囲気高める。
- ・「あたたかい言葉かけ運動」の内容を全校生徒に伝え、よさや頑張る姿が広がるようにする。

**(4) 道徳の時間や学級活動、「人権月間」の指導等を通して、仲間への思いやりの心や生命を大切にしようとする心を育てます。**

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自

律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### **(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒と保護者を交えた研修会を開催し、危険や情報モラルに対する理解を深める。

## **3 いじめの早期発見・早期対応**

すべての職員が「いじめはどの学級でも、どの子にも起こり得る。いじめはいつでも立場が逆転する。」という認識をもち、日頃から高いアンテナを張って、問題を敏感に察知します。

### **(1) アンケート調査等による的確な情報収集と校内連携体制の充実**

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・アンケートを、全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で対策を検討し、全校体制で組織的に対応する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員等との協力体制を整える。

### **(2) 教育相談の充実**

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・SC会（スクールカウンセラー、スクールアドバイザー、教頭、教育相談コーディネーター、養護教諭、生徒指導担当の会）を定期的に位置づけ、相談室登校・不登校・欠席がちな生徒の現在の様子などの交流を定期的に行い、対応の方向の確認をしたり、スクールアドバイザーからのアドバイスを受けたりする場を設けた。

### (3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「生徒指導リーフ」「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

## 4 いじめの確実な解消を図る

いじめが発生した場合には、問題が起きた背景を迅速かつ丁寧に把握し、いじめられた子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、組織で問題の解決を図ります。

<「いじめが解消している状態」とは>

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害生徒本人およびその保護者との面談などにより確認すること。

### (1) 組織的な対応

- ・生徒や保護者からの訴えや相談には真摯に耳を傾けると共に、校長のリーダーシップの下、ケース会議を行ったり、いじめ未然防止・対策委員会を立ち上げたりする等、全職員が共通理解をし、見守り、支援を行う。

### (2) 保護者との連携

- ・保護者に事実を伝えるとともに、誠意をもって指導の方針を説明し、理解を得られるように努める。

### (3) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、学校の対応を超える重篤な問題には、教育委員会、子ども相談センターや警察等、関係諸機関との連携を図って対応する。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

## 5 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、「いじめ防止・対策委員会」を設置する。また、重大事態の調査を行う組織として、必要に応じて、以下の委員により構成される「拡大いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等  
 学校職員以外：P T A本部役員、学校評議員、スクールカウンセラー、相談員、

## 6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>・ 学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信</li> <li>・ 職員研修会の実施（「学校いじめ防止基本方針」、前年度の実態と対応等）</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「教育相談これだけは」を活用した研修の実施</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> <li>・ 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ未然防止に向けた生徒集会・学年集会</li> <li>・ アンケート、教育相談週間の実施</li> <li>・ 民生委員と語る会で「学校いじめ防止基本方針」説明</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評議員会等で「学校いじめ防止基本方針」説明</li> <li>・ 「1学期の振り返り」・教育相談の実施</li> <li>・ 第1回「学校評価アンケート」（対策等の見直し）</li> <li>・ 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・ 全校生徒対象の情報モラル研修の実施</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> <li>・ 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（2学期の取組）</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> <li>・ 学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・ ホームページ等による取組経過等の報告</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「生徒会人権月間アンケート」の実施</li> <li>・ 「人権月間」に関わる取組（全校での人権尊重・いじめ防止対策の取組）</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人権月間まとめの会」（人権宣言・学級のいじめ防止対策の発表）</li> <li>・ 「2学期の振り返り」・教育相談の実施</li> <li>・ 第2回「教職員の学校評価アンケート」（次年度用）</li> <li>・ 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）</li> </ul>	冬季休業中の指導  第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会（2学期のいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（教職員による次年度の取組計画）</li> <li>・ 学校評議員会</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価）</li> <li>・ 学校だより、ホームページ等による次年度の取組等の説明</li> <li>・ アンケート、教育相談の実施</li> </ul>	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる)

## 7 いじめ問題発生時の対応

### いじめに対する不破中学校の対応

#### いじめの訴え・いじめに関する情報・いじめと思われる状況の察知

- 日常における生徒の様子、行動を把握する。(毎週、生徒の交流会をもつ)
- スクールカウンセラーやスクール相談員の専門性を生かす。

#### 管理職等への報告・事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は一人ではない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者への配慮(迷惑がかからないようにする)

#### 関係生徒からの事実の確認

- 複数の職員で対応し、個別に話を聞く。
- 共感的に聴き、事実を確実に確かむ。

#### 「いじめ未然防止・不登校対策委員会」において対応方針の決定

- 被害児童、加害児童に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。

#### 他の生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

#### 関係機関との連携

- 教育委員会、子ども相談センター、警察、民生委員、スクールカウンセラー、スクール相談員等との連携、協力を図る。

#### いじめられた生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者とともに支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数の職員で行う。

#### いじめた生徒、保護者への指導と対応

- 行為について、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数の職員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続指導・指導の見直し

いじめの解消 〈3ヶ月を目安として〉

継続的な見守り

## **8 学校評価における留意事項**

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見の取組に関すること
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## **9 個人情報等の取扱い**

### ○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。